

国家公安委員会規則第七号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則を次のように定める。

平成二十四年六月十八日

国家公安委員会委員長 松原 仁

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則

（犯罪捜査規範の一部改正）

第一条 犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二百三十四条第二号を次のように改める。

二 旅券又は在留カード、特別永住者証明書その他身分の証明に関する書類の有無（在留カード又は特別永住者証明書を有するときは、その番号、交付年月日、有効期間の満了の日等）

（警備業の要件に関する規則の一部改正）

第二条 警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号キ中「第七十三条の二」を「第七十三条の二第一項」に改める。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第五十条第二項第一号中「（日本国籍を有しない者にあつては、外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）第五条第一項の外国人登録証明書）」を削る。

（遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部改正）

第四条 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第一号イ中「（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し）」を削る。

（指定講習機関に関する規則の一部改正）

第五条 指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「住民票（府令第九条の十六第二号の登録証明書等を含む。第五号において同じ。

）の写し」を「住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。第五号において同じ。）」に改める。

（届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部改正）

第六条 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号イ中「及び第二条第二項第一号」を削る。

第二条第二項第一号中「（府令第九条の十六第二号の登録証明書等を含む。）」を削り、「写し」の下に「（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限り。）」を加える。

（古物営業法施行規則の一部改正）

第七条 古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第一号イ中「外国人にあつては、外国人登録証明書の写し」を「住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限り。第九条の二第三項第一号及び第二十二條第三項第二号において同じ。」に改める。

第九条の二第三項第一号中「（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し）」を削る。

第十五条第三項第四号中「、印鑑登録証明書、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を「又は印鑑登録証明書」に、「あてて」を「宛てて」に改め、同項第六号中「あてて」を「宛てて」に改める。

第二十二條第三項第二号中「（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し）」を削る。

（運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部改正）

第八條 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項第一号中「（府令第九條の十六第二号の登録証明書等を含む。）」を削る。

（国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第九條 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第四條中「（外国人にあつては、外国人登録原票の写し）」を削る。

第七條中「、外国人登録原票の写し」を削る。

（特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律施行規則の一部改正）

第十條 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「又は外国人登録原票の写し」を削る。

（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則の一部改正）

第十一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第一号イ中「事項」の下に「（外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）」を加え、「（外国人にあつては、外国人登録原票の写し）」を削る。

（確認事務の委託の手續等に関する規則の一部改正）

第十二条 確認事務の委託の手續等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号イを次のように改める。

イ 戸籍の謄本又は抄本（外国人にあつては、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。））

(警備員等の検定等に関する規則の一部改正)

第十三条 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項第一号中「事項」の下に「(外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等)」を、「限る。」の下に「次条第二項において同じ。」を加え、「(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し)」を削る。

第十五条第二項中「(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し)」を削る。

(遺失物法施行規則の一部改正)

第十四条 遺失物法施行規則(平成十九年国家公安委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第四号中「外国人登録証明書」を「在留カード」に改める。

第二十八条第三項第一号イを次のように改める。

イ 住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第五号に掲げる事項(外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限り。)

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。